

随時記者発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル



| | | | | |
|-----------------|---|----|----|-----|
| 項 目 | 令和3年度北海道教育功績者表彰に係る表彰状等の授与について | | | |
| 区 分 等 | 発 表 | 月 | 日 | 時 分 |
| | 資料配付 | 1月 | 6日 | 時 分 |
| | 説明者 | | | |
| 添 付 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道教育功績者表彰規則 ・令和3年度北海道教育功績者 被表彰者一覧 ・参考 受賞内容 | | | |
| 発 表 要 旨 | <p>北海道教育委員会では、北海道の教育振興に功績のある教育職員その他の教育関係者を表彰し、その功績に報い、もって教育の振興に寄与することを目的として標記表彰を行っており、令和3年度は、別添のとおり10名の受賞者を決定しました。</p> <p>このたび、日高管内の被表彰者に対し、次のとおり表彰状等の授与を実施します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 被表彰者 新ひだか町立静内中学校 校長 神成 浩 授与者 日高教育局長 小原 直哉 日時 令和4年（2022年）1月12日（水）10:00～10:15 場所 新ひだか町立静内中学校（日高郡新ひだか町静内山手町1-9-1） その他 例年、北海道教育委員会において表彰式が開催されていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、今年度は開催を見合わせることにし、日高教育局職員が被表彰者を訪問の上、表彰状等の授与を実施するものです。 | | | |
| 報道に当たっての お願い | 積極的な報道をお願いします。 | | | |
| 担 当 | <p>北海道教育庁日高教育局</p> <p>企 画 総 務 課 長 田口 俊孝 (TEL 0146-22-9480)</p> <p>企 画 総 務 課 教 職 員 係 長 藤森 圭 (TEL 0146-22-9483)</p> <p>企 画 総 務 課 教 職 員 係 主 事 関口 和孝 (TEL 同 上)</p> | | | |

北海道教育功績者表彰規則

(昭和28年8月25日 教育委員会規則第9号)

(最終改正 令和元年5月31日 教育委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この教育委員会規則は、北海道の教育振興に功績のある教育職員その他の教育関係者を表彰し、その功績に報い、もって教育の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この教育委員会規則において「教育職員」とは、北海道内の公立学校その他の教育委員会の所管に属する教育機関及び教育委員会の事務局に在職する職員をいう。

(表彰)

第3条 北海道教育委員会（以下「道教育委員会」という。）は、次に掲げる者のうちから、その功績を審査して表彰を行う。

- (1) 教育職員として在職し、その功績が特に顕著な者
- (2) 教育職員として特に模範とすべき行為のあった者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、永年にわたり、学校教育、社会教育又は教育行政に尽くし、その功績が顕著な者
- (4) 道教育委員会の任命に係る教育職員で、30年以上在職し、功績があった者

2 前項第4号の教育職員の在職期間の通算は、毎年7月1日を基準日として行う。ただし、退職時に同号の要件を満たしていると認められる者にあつては、当該退職日を基準日とみなす。

(被表彰者の推薦)

第4条 前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、次の表の右欄に掲げる推薦者は、道教育委員会に対し、同表の当該左欄に掲げる者について表彰の推薦を行うことができる。

| 被推薦者 | 推薦者 |
|--|--|
| (1) 市町村の教育職員 | 市町村教育委員会 |
| (2) 道立学校の職員（道立学校長を含む。） | 道立学校長（道立学校長の職にある者の推薦（前条第1項第4号の要件による推薦を除く。）にあつては、管轄の教育局长） |
| (3) 道教育委員会の事務局の職員及び道立学校以外の道教育委員会の所管に属する教育機関の職員 | 所屬長（北海道教育庁の教育部長及び学校教育監、教育職員監並びに本庁の局長及び担当局長の職にある者の推薦にあつては、道教育委員会教育長（以下「教育長」という。）） |
| (4) 前条第1項第3号に掲げる者 | 市町村教育委員会又は教育長 |

- 2 前項に規定する推薦を行う場合において提出すべき書類及びその提出期限は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 提 出 す べ き 書 類 | 提出期限 |
|--------------------------------|--|---|
| (1) 前項の表(1)の項、 (2)の項及び(4)の項 | ア 教育功績者表彰推薦書（別記第1号様式。以下「推薦書」という。） イ 5月31日現在において作成した功績調書（別記第2号様式。前条第1項第4号に掲げる者を推薦する場合には、4月30日現在とする。） ウ 履歴書（別記第3号様式） | 6月30日まで（前項の表第2号の道立学校長の職にある者の推薦にあつては、7月31日まで。前条第1項第4号に掲げる者を推薦する場合には、5月31日まで） |
| (2) 前項の表(3)の項 | 前号に掲げる書類（前条第1項第4号に掲げる者を推薦する場合には、履歴書を除く。） | 5月31日まで |

備考 書類は、市町村教育委員会及び道立学校長にあつては、管轄の教育局長に提出する。

- 3 教育局長は、前項の規定により、市町村教育委員会及び道立学校長から推薦書、功績調書及び履歴書（以下「推薦書等」という。）の提出を受けたときは、7月31日までに教育長に提出しなければならない。この場合において、市町村教育委員会からの推薦書等については、推薦の順位及び意見を記載した教育功績者表彰名簿（別記第4号様式）を添えて提出するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、前条第2項ただし書に規定する者の推薦は、その都度行うことができる。

（表彰の方法）

- 第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、表彰状及び記念品を授与して行う。

（表彰の公表）

- 第6条 被表彰者の氏名は、次に掲げる者を除き、北海道教育委員会公報に掲載することにより、これを公表する。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号の要件による者のうち、道教育委員会の事務局の職員及び道立学校以外の道教育委員会の所管に属する教育機関の職員

(2) 第3条第1項第4号の要件による者

（補則）

- 第7条 この教育委員会規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

別 紙

令和3年度北海道教育功績者 被表彰者一覧

| 職 名 | 氏 名 |
|--------------|---------|
| 美唄市立美唄中学校長 | 太 田 智 子 |
| 北海道札幌東高等学校長 | 田 尻 勝 敏 |
| 小樽市立菁園中学校長 | 宮 澤 知 |
| 新ひだか町立静内中学校長 | 神 成 浩 |
| 七飯町立大沼岳陽学校長 | 檜 山 聡 |
| 比布町立中央小学校長 | 紺 野 元 樹 |
| 北海道旭川東高等学校長 | 小 林 為五郎 |
| 留萌市立留萌中学校長 | 長 尾 真 |
| 北海道帯広柏葉高等学校長 | 吉 瀬 献 策 |
| 釧路市立共栄中学校長 | 伊 藤 晃 一 |

(参 考)

○氏名

神成 浩 (かんなり ひろし)

○受賞内容

教育職員として在職し、その功績が特に顕著な者
(北海道教育功績者表彰規則第3条第1号)

○略歴

昭和 61 年 北海道教育大学札幌分校卒業
昭和 62 年 平取町立貫気別中学校教諭
平成 4 年 三石町立三石第一中学校教諭
平成 9 年 静内町立静内中学校教諭
平成 16 年 門別町立厚賀小学校教頭
平成 19 年 浦河町立浦河第一中学校教頭
平成 23 年 浦河町立荻伏中学校長
平成 25 年 様似町立様似中学校長
平成 28 年 浦河町立浦河第一中学校長
平成 30 年 日高町立富川中学校長
令和 2 年～現在 新ひだか町立静内中学校長

○主な役職歴

北海道中学校長会理事
日高地区校長会会長

○功績概要

昭和 62 年採用以来、本道の小中学校教育に携わり、図工・美術教育を中心に、地域の教育資源を積極的に活用した特色ある教育活動の展開に努めた。

特に、地域の特性にあわせた小中一貫教育や放課後学習の充実を図るとともに、高山植物再生プロジェクトを教育課程に位置づけるなど、地域に根ざした教育活動を通して、生徒の課題解決力、表現力の育成に顕著な成果を上げた。

また、平成 28 年度全日本中学校長会研究協議会東京大会では「キャリア教育の視点に立った進路指導の充実」として北海道を代表して実践発表を行うとともに、平成 30 年からは、令和 3 年から全面実施となる学習指導要領に対応した学校運営の改革、学校評価の工夫改善等の取組を重点に据え、管内教育の充実発展に尽力し、その実績は高く評価されている。

さらに、北海道中学校長会理事等の要職を務め、本道の教育振興に貢献した功績は誠に大である。